

堺市生活排水処理基本計画

平成25年 3月

目次

1. はじめに	1
(1) 堺市の特性等	1
(2) 生活排水処理基本方針	2
(3) 目標年次	2
(4) 生活排水の排出状況	2
2. 生活排水処理計画	4
(1) 処理の目標	4
(2) 生活排水を処理する区域等	5
(3) 施設整備計画	6
(4) 今後講ずべき施策	6
3. し尿（汲み取るべきし尿）・浄化槽汚泥処理計画	7
(1) 排出抑制・再資源化計画	8
(2) 収集・運搬計画	8
(3) 中間処理計画	8
(4) 最終処分計画	8
4. その他	9
(1) 住民に対する広報・啓発活動	9
(2) 地域に関する諸計画との関係	9

1. はじめに

(1) 堺市の特性等

本市は、大阪府の中央部の西寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置し、東は松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市に、南は高石市、和泉市に接し、大和川の河口から東南方に広がった市域をもっています。市域面積は 149.99km² で、地形は大別して西部海浜の平坦地と東南部丘陵地帯とからなっています。

気候は瀬戸内式気候に属し、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に分類され、平均気温はおよそ 16～17℃と温暖であり、降水量は年間 1,000～1,500mm 程度で全国的に見ても少ない方になります。

本市の人口は、高度経済成長期の工業地帯の造成やその後のニュータウン開発等による急増期を経て、昭和 60 年頃は減少傾向で推移してきました。その後、平成 12 年頃の約 79.2 万人を底に横ばい傾向となり、美原町との合併や政令指定都市への移行を経て、現在は増加傾向で推移しています。平成 24 年 9 月 30 日現在の人口は 850,521 人、世帯数は 376,000 世帯となっています。

本市には、伝統産業から先端産業までの多様な産業が集積しており、臨海部の基礎素材産業の立地や内陸部の機械・金属産業など、素材から加工まで幅広いものづくり産業の集積が本市産業の大きな強みとなっています。

土地利用を概観すると、住宅地、商業地や工業地等の都市的土地利用が市域の約 59%を占めており、また、商業業務地は旧市街地、鉄道駅周辺に、工業等の産業面に利用されている地域は、臨海造成地をはじめ市北西部、石津川沿いなどに多く見られます。一方、農地、山林等の自然的土地利用は市域の約 22%を占めており、泉北ニュータウン北縁と府道松原泉大津線に囲まれた地域及び南部丘陵地等に多く見られます。今後、堺市総合計画の基本理念に即した都市の発展と充実をめざし、「自然（環境）と調和し、文化・活力（産業）が生まれる都市」を、また「ノーマライゼーションに向けたすべての人々にやさしい社会」を、市民とともに作りあげることがをめざします。

平成 24 年 3 月末現在の下水道整備状況は、公示区域面積 9,448ha となっており、人口については、公示区域で 823,824 人となっています。また、水洗化人口は 770,809 人、水洗化率は 93.6% となっており、処理区域人口普及率は 96.8% となっています。

本市の河川の多くは自己水量の乏しい都市河川であり、昭和 30 年代はじめから昭和 50 年頃にかけての急激な人口の増加は、排水による汚染の増加だけにとどまらず、一方で山林、田畑等を減少させて自然流量の低下をもたらし、河川の浄化能力をなくして相乗的に水質汚濁を進行させてきました。また、生活様式の多様化、価値観の変化などと相まって生活排水による公共用水域の汚濁は増大しつづけてきました。しかし、近年は本計画の主要な施策である下水道の整備が順調に進展したことにより、緩やかではありますが改善傾向が見られます。

注)

1. 水洗化率 = 水洗化人口 / 公示区域内人口 × 100

2. 処理区域人口普及率 = 公示区域内人口 / 総人口 × 100 (人口は住民基本台帳人口)

(2) 生活排水処理基本方針

汚水処理施設には、集合処理の下水道と個別処理の浄化槽があり、経済性や地域特性によって選択する必要があります。国や大阪府が定めた費用比較に関する考え方に基づき、経済性、地域の地理的条件、人口密度などの観点から、堺市では、南部丘陵と臨海部の一部を除くほぼ全域において、下水道の計画区域となっており、本市では、基本的に生活排水を公共下水道により処理します。

(3) 目標年次

本計画の目標年度は、堺市における都市経営の基本戦略である堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」と「堺市下水道ビジョン」を勘案し、平成32年度を目標年度とします。

なお、平成27年度を中間目標年度としますが、目標達成状況や社会情勢等を踏まえ必要に応じて見直しを検討します。

(4) 生活排水の排出状況

表 処理形態別人口推移（過去5年の推移）

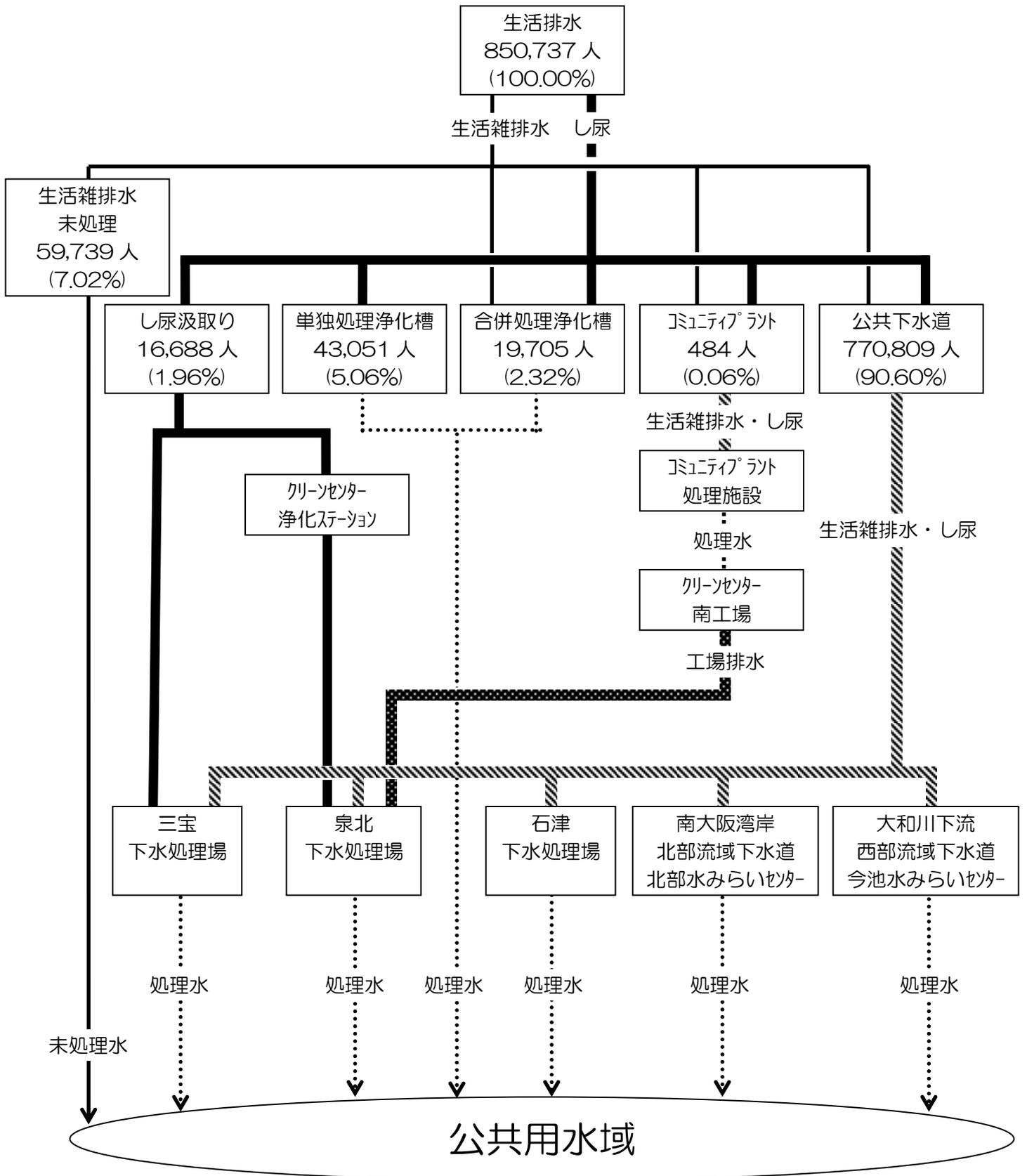
(単位：人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 計画処理区域内（行政区域内）人口	846,042	847,775	849,834	849,940	850,737
2 水洗化・生活雑排水処理人口	759,408	770,673	779,834	784,988	790,998
(1) コミュニティ・プラント	498	493	492	486	484
(2) 合併処理浄化槽	21,874	21,495	21,141	21,039	19,705
(4) 下水道（水洗化済）	737,036	748,685	758,201	763,463	770,809
(5) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	57,094	51,368	48,173	46,177	43,051
4 非水洗化人口（くみとり）	29,540	25,734	21,827	18,775	16,688
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

表 一般廃棄物の処理主体

処理区分	対象となる生活排水の種類	処理主体
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	堺市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
公共下水道	し尿及び生活雑排水	堺市
単独処理浄化槽	し尿	個人等

図 生活排水処理の流れ(平成 23 年度末時点)



2. 生活排水処理計画

(1) 処理の目標

表 生活排水の処理目標

	現在 (平成 23 年度末)	中間年度 (平成 27 年度末)	目標年度 (平成 32 年度末)
生活排水処理率	93.0%	95.4%	97.0%

表 人口の内訳

(単位：人)

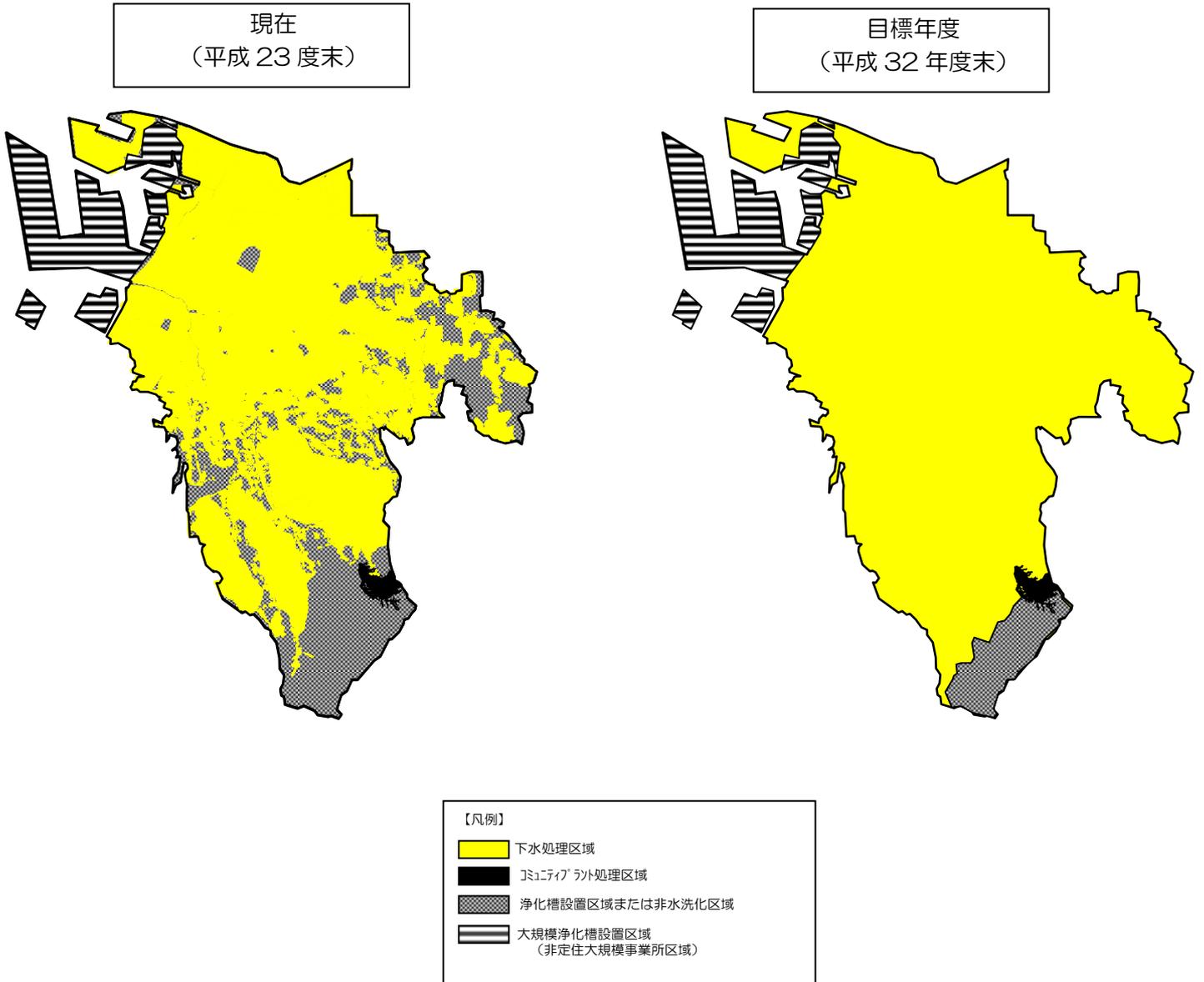
	現在 (平成 23 年度末)	中間年度 (平成 27 年度末)	目標年度 (平成 32 年度末)
1 行政区域内の人口	850,737	844,850	839,584
2 計画処理区域内の人口	850,737	844,850	839,584
3 水洗化・生活雑排水処理人口	790,998	806,033	814,331

表 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 (平成 23 年度末)	中間年度 (平成 27 年度末)	目標年度 (平成 32 年度末)
1 計画処理区域内（行政区域内）人口	850,737	844,850	839,584
2 水洗化・生活雑排水処理人口	790,998	806,033	814,331
(1) コミュニティ・プラント	484	480	476
(2) 合併処理浄化槽	19,705	12,035	7,549
(3) 下水道（水洗化済）	770,809	793,518	806,306
(4) 農業集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	43,051	27,948	17,532
4 非水洗化人口（くみとり）	16,688	10,869	7,721
5 計画処理区域外人口	0	0	0

(2) 生活排水を処理する区域等



※下水道処理区域内には、諸事情により下水接続が困難な浄化槽利用世帯またはくみとり処理世帯が存在します。

(3) 施設整備計画

施設名	整備内容	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
下水道	公道、里道、私道部分の整備	公道、里道、私道部分整備による処理面積 約370ha	約27,000人	～平成32年度末

(4) 今後講ずべき施策

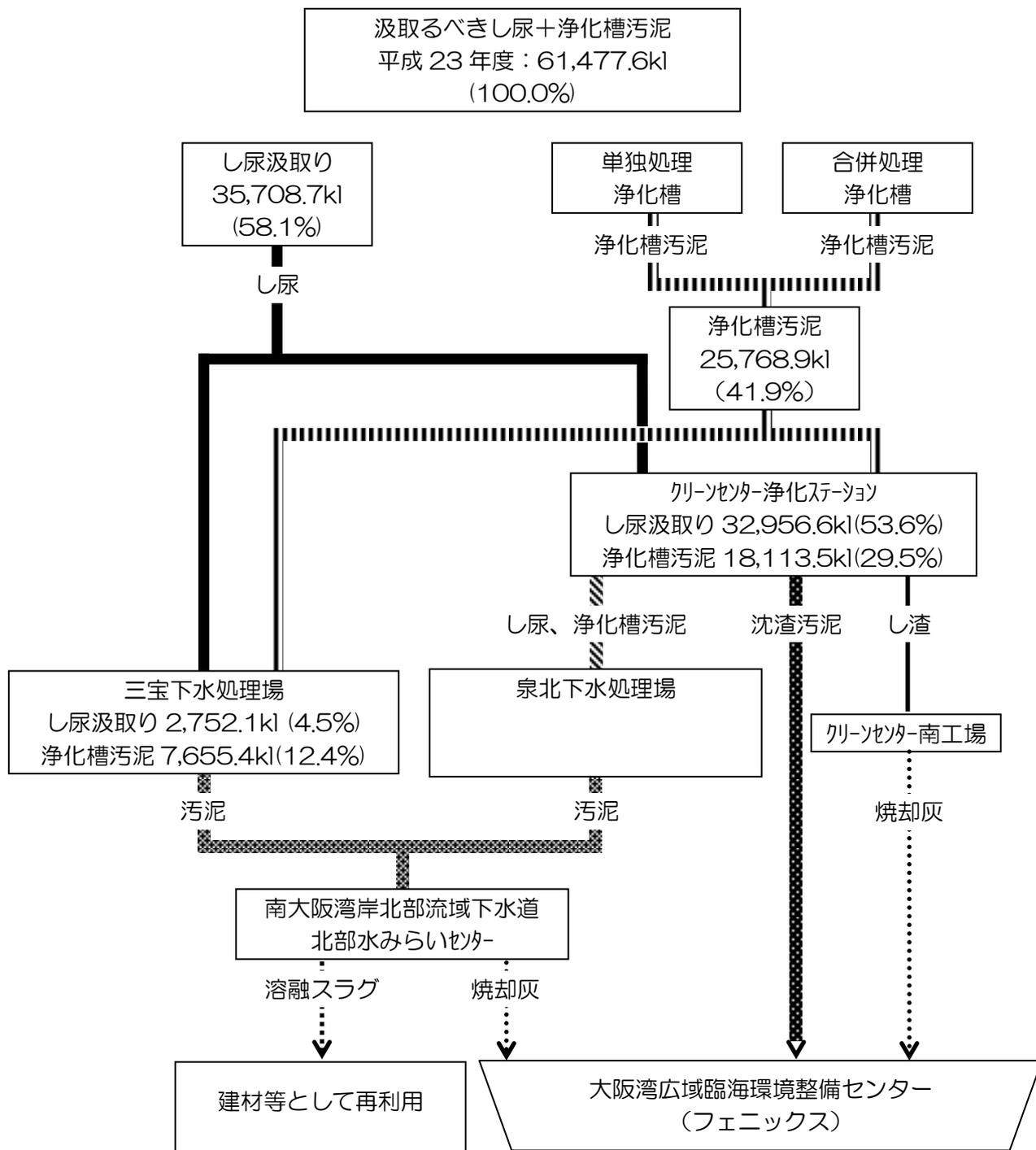
生活雑排水・し尿は、基本的に下水道により処理を行います。

下水道整備計画区域のうち、未整備区域を重点化したうえで平成26年度までに公道(里道を除く)部分の整備を概ね完成させます。並行して里道・私道部分の整備を含め目標年度の平成32年度には整備を概ね完了させます。これら事業の実施にあたっては、合併後の市町村の施設整備に対する国の財政支援措置などを有効に活用して計画的に実施します。

また、既に下水道を整備済みの区域では、大口排水事業者に対し、市民の模範となっただくよう積極的に水洗化に取り組むよう働きかけます。併せて、これまで実施してきた未水洗化世帯の啓発活動などの水洗化促進施策を継続して実施していくとともに、効果的な水洗化促進の施策を検討してまいります。

3. し尿（汲み取るべきし尿）・浄化槽汚泥処理計画

本市におけるし尿（汲み取るべきし尿）・浄化槽汚泥の処理の流れを図示すると以下のとおりとなります。



（１）排出抑制・再資源化計画

下水道整備の推進により、汲み取りし尿や浄化槽から発生する汚泥の抑制に努めます。汲み取りし尿や浄化槽から発生する汚泥は、泉北下水処理場及び三宝下水処理場へ集約され、最終的には大阪南下水汚泥広域処理場で焼却もしくは溶融処理が行われます。溶融処理により発生するスラグについては土木構造物基礎材等として再利用します。

（２）収集・運搬計画

浄化槽汚泥の収集・運搬については、現行どおり許可業者が実施します。し尿の収集・運搬については、委託業者により実施します。し尿の収集・運搬は、下水道事業の面整備完了後でも建設現場での仮設便所のし尿の臨時収集などが存在しますが、概ね下水道の普及整備に伴って今後収集対象世帯数が大きく減少することが予測されます。収集・運搬業務の規模縮小の変化に対応し、安定した収集運搬体制の確立を図ります。

（３）中間処理計画

収集されたし尿・浄化槽汚泥は、クリーンセンター浄化ステーションまたは、三宝下水処理場へ搬入します。クリーンセンター浄化ステーションへ搬入された場合は、し渣など下水処理に適さない異物を除去した後、泉北下水処理場に圧送します。下水処理場に搬入されたし尿・浄化槽汚泥は下水とともに適切な水質に浄化し、公共用水域へ放流します。

（４）最終処分計画

下水処理場での中間処理の後に発生する汚泥は、大阪南下水汚泥広域処理場に搬入して、焼却もしくは溶融処理を行います。焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立処分し、溶融スラグは土木構造物基礎材等として再利用します。なお、クリーンセンター浄化ステーションでの処理後には可燃物であるし渣と沈渣汚泥が発生します。し渣は清掃工場で焼却処理します。焼却灰や沈渣汚泥は大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立処分します。

4. その他

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策は、下水道の整備・普及が主要施策となりますが、非水洗化・生活雑排水未処理地域は勿論のこと、下水道や合併処理浄化槽で処理している地域においても、自然環境や処理施設への負担を軽減するためには各家庭での積極的な生活排水に対する取り組みが必要となります。

堺市では、ホームページで啓発資料を掲載したり、市域の小学校へ環境教材を配布したり、生活排水や水辺環境に関する各種講座やイベントを開催するなど住民に対して広報・啓発活動を実施します。浄化槽利用者に対しては、法定検査の受検指導を行い、検査結果が不適正な場合は改善指導等を行います。

(2) 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、堺市総合計画、堺市マスタープラン及び堺市下水道ビジョンなど諸計画との整合を図りながら進めていきます。なお、社会情勢や財政状況等の変化により、変更すべき箇所が生じると想定されるため、適宜見直しを念頭に置きながら目標に向かって計画を推進してまいります。

堺市生活排水処理基本計画（平成 25 年 3 月）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市環境局 環境事業部

【電話】 072-233-1101

【ファクシムル】 072-228-7478

【E-mail】 haisei@city.sakai.lg.jp

堺市行政資料番号

1-13-13-0081